

○上天草市病院事業の組織に関する規程

平成26年4月1日病院事業管理規程第8号の2
改正

平成29年3月31日病院事業管理規程第8号
令和2年3月27日病院事業管理規程第6号
令和2年3月30日病院事業管理規程第7号の2

上天草市病院事業の組織に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第9条及び第10条の規定に基づき、上天草市病院事業（以下「病院事業」という。）の組織、事務分掌及び職務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 病院事業に上天草市立上天草総合病院（以下「病院」という。）、看護専門学校、健康管理センター、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、在宅介護支援センター、歯科保健センター、居宅介護支援センター及び教良木診療所を置く。

- 2 病院に診療部、医療安全管理部、看護部、事務部、診療情報管理室及び地域医療支援部を置く。
- 3 病院の診療部に内科、循環器内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、麻酔科、皮膚科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、代謝内科、神経内科、精神科、肛門外科、放射線科、リハビリテーション科、歯科及び歯科口腔外科並びにコメディカル部を置く。
- 4 コメディカル部に薬剤科、放射線科、検査科、リハビリ科及び栄養科を置く。
- 5 検査科に検査科及び透析センターを置く。
- 6 地域医療支援部に地域医療支援課を置く。
- 7 看護部に2病棟、3病棟、4病棟、5病棟及び外来を置く。
- 8 事務部に医事課、総務課、契約検査課及び建設工事課を置く。
- 9 医事課に窓口係及び医事係を置く。
- 10 総務課に医局秘書係、経営企画係、用度係、総務係、経理係及び施設係を置く。

1 1 契約検査課に契約検査係を置く。

(事務分掌)

第3条 前条に規定する組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

病院

診療部

診療各科

- (1) 診療に關すること。
- (2) 医務に屬する諸検査、鑑定及び病理解剖に關すること。
- (3) 医学の研究に關すること。
- (4) 院内の医療の安全管理に關すること。
- (5) 医師の臨床研修に關すること。
- (6) 診断書、意見書及び各種証明に關すること。
- (7) 保健指導及び医療相談に關すること。
- (8) 視能訓練に關すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、医務に關すること。

薬剤科

- (1) 調剤及び製剤に關すること。
- (2) 薬品の試験検査に關すること。
- (3) 薬品の出納及び保管に關すること。
- (4) 服薬指導、医薬品情報管理及び提供に關すること。
- (5) 処方箋の整理及び保管に關すること。
- (6) 所管器具の保管に關すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、薬事に關すること。

放射線科

- (1) 放射線機器等による撮影及び画像検査に關すること。
- (2) 所管器具の保管に關すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放射線業務に關すること。

検査科

- (1) 生化学、血液、細菌及び生理検査等の医学的検査に關すること。
- (2) 所管器具の保管に關すること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査に関する事。

透析センター

- (1) 人工透析業務に関する事。
- (2) 医療機器の操作、保守、点検に関する事。
- (3) 所管器具の保管に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、臨床工学技士の業務に関する事。

リハビリ科

- (1) 機能回復訓練に関する事。
- (2) 所管器具の保管に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、リハビリテーション業務に関する事。

栄養科

- (1) 給食に関する事。
- (2) 栄養指導に関する事。
- (3) 食品、所管器具、環境等の衛生に関する事。
- (4) 食材の購入に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、食事療養に関する事。

地域医療支援部

- (1) 医療機関等との連携に関する事。
- (2) 診療情報の提供に関する事。
- (3) 紹介患者の受入れに関する事。
- (4) 医療機器等の共同利用に関する事。
- (5) 患者及びその家族等からの医療、看護及び生活等に係る相談に関する事。
- (6) 患者の転院調整に関する事。
- (7) 社会扶助等に係る手続の援助に関する事。
- (8) 投書に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、医療相談業務及び地域医療連携に関する事。

医療安全管理部

- (1) 医療安全の推進及び体制整備に関すること。
- (2) 医療安全管理に係る情報収集及び各部門との連絡調整に関すること。
- (3) 医療事故防止対策の策定及びその周知に関すること。
- (4) 医療事故報告書及びヒヤリハット報告書の収集、分析及び管理に関すること。
- (5) 感染対策に関すること。
- (6) その他医療安全管理に関すること。

看護部

各病棟

- (1) 入院患者の看護及び出産介助並びに新生児の看護に関すること。
- (2) 診療の補助に関すること。
- (3) 看護師、助産師、准看護師及び看護助手の研修及び教育に関すること。
- (4) 看護学生の実習指導に関すること。
- (5) 病棟の管理に関すること。
- (6) 看護記録及び入院診療録の管理に関すること。
- (7) 看護補助に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、病棟に係る看護業務に関すること。

外来

- (1) 外来患者及び救急患者の看護及び診療の補助に関すること。
- (2) 看護師、准看護師及び看護助手の研修及び教育に関すること。
- (3) 人工透析患者の看護及び診療の補助に関すること。
- (4) 手術の補助及び手術室の管理に関すること。
- (5) 中央材料室の滅菌業務に関すること。
- (6) 在宅療養者の往診に関すること。
- (7) 看護師及び准看護師の宿日直に関すること。
- (8) 所管器具の保管に関すること。
- (9) 外来診療施設の管理に関すること。
- (10) 看護補助に関すること。

- (1 1) 前各号に掲げるもののほか、外来診療に係る看護業務に関する
こと。

事務部

医事課

窓口係

- (1) 患者の受付に関すること。
- (2) 診療費及び使用料等の徴収に関すること。
- (3) 診療記録の管理及び保管に関すること。
- (4) 患者の諸証明に関すること。

医事係

- (1) 診療報酬請求事務に関すること。
- (2) 滞納整理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医事に関すること。

総務課

医局秘書係

- (1) 文書の收受に関すること。
- (2) その他医局秘書の業務に関すること。

経営企画係

- (1) 経営分析に関すること。
- (2) 病院経営の企画及び立案に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) 予算の編成及び執行並びに決算に関すること。
- (5) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (6) 施設基準の届出に関すること。
- (7) 前2号に掲げるもののほか、経営企画に関すること。

用度係

- (1) 物品等の調達及び処分に関すること。
- (2) 物品等の管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、用度に関すること。

総務係

- (1) 病院内の総合的調整に関する事。
- (2) 公印に関する事。
- (3) 契約に関する事。
- (4) 病院事業の管理規程等の制定及び改廃に関する事。
- (5) 財産の所有、管理及び処分に関する事。
- (6) 病院事業の職員の任免、服務及び給与に関する事。
- (7) 病院事業の職員の福利厚生及び労働安全に関する事。
- (8) 病院事業の職員の公務災害補償及び労働災害補償に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他部等に属しないものに関する事。

経理係

- (1) 収入及び支出に関する事。
- (2) 現金及び有価証券の保管並びに出納に関する事。
- (3) 監査に関する事。
- (4) その他経理に関する事。

施設係

- (1) 病院事業の施設の維持管理に関する事。
- (2) 公用自動車の管理に関する事。
- (3) 患者搬送に関する事。
- (4) 院内外の清掃及び衛生管理に関する事。
- (5) 寝具に関する事。
- (6) 災害対策に関する事。
- (7) 院内の警備及び取締りに関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、病院事業の施設に関する事。

契約検査課

契約検査係

- (1) 公共事業再評価審議会に関する事。
- (2) 建設業の指導育成に関する事。

- (3) 監督処分に関する事。
- (4) CALS/ECに関する事。
- (5) 工事検査及び成績評定に関する事。
- (6) 入札参加資格審査に関する事。
- (7) 格付に関する事。
- (8) 小規模工事登録制度に関する事。
- (9) 入札制度改正に関する事。
- (10) 指名委員会・公正入札調査委員会・指名停止委員会に関する事。

建設工事課

- (1) 建設工事に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、建設工事の業務に関する事。

診療情報管理室

- (1) 診療記録の管理及び保管に関する事。
- (2) 医療情報の収集及び分析に関する事。
- (3) 医療情報システムの開発及び管理に関する事。
- (4) 診療情報の開示に関する事。
- (5) 医師事務作業補助業務に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、診療情報管理業務に関する事。

看護専門学校

- (1) 看護専門学校の運営に関する事。
- (2) 教育方針、教育計画及び授業計画に関する事。
- (3) 看護専門学校の教務の資質向上に関する事。
- (4) 講師の選任に関する事。
- (5) 看護専門学校の学生（以下「学生」という。）の入学、休学、復学、退学、除籍、卒業、既修得単位及び賞罰に関する事。
- (6) 看護専門学校の規則等の制定改廃に関する事。
- (7) 実習施設との連絡調整に関する事。
- (8) 図書を選定及び管理に関する事。

- (9) 学生の進路指導に関すること。
- (10) 学生に対する教育指導に関すること。
- (11) 教育に関する記録の整理、点検及び保管に関すること。
- (12) 学籍簿の作成及び保管に関すること。
- (13) 運営会議その他の会議に関すること。
- (14) 学生の健康管理に関すること。
- (15) 学生の入学及び卒業に関すること。
- (16) 公印に関すること。
- (17) 奨学金に関すること。
- (18) 学生の諸証明の発行に関すること。
- (19) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (20) 物品の管理に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、看護専門学校の業務に関すること。

健康管理センター

- (1) 各種健康診断に関すること。
- (2) 検診に関すること。
- (3) 人間ドックに関すること。
- (4) 健康教育活動に関すること。
- (5) 健康管理センターの庶務に関すること。
- (5) 所管器具の保管に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康管理に関すること。

訪問看護ステーション

- (1) 訪問看護ステーションの管理及び運営に関すること。
- (2) 在宅療養者に対する看護及び介助に関すること。
- (3) 在宅療養者に対する清潔の保持に関すること。
- (4) 在宅療養者に対する褥瘡の予防及び処置に関すること。
- (5) 在宅療養者に対する療養生活及び介護方法の指導に関すること。
- (6) 在宅療養者に対するリハビリテーションに関すること。
- (7) 療養費及び使用料等の請求及び収納に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、訪問看護に関すること。

介護老人保健施設

- (1) 介護老人保健施設の管理及び運営に関する事。
- (2) 入所者、短期入所者及び通所者（以下「入所者等」という。）の診察に関する事。
- (3) 入所者等の入所、短期入所、通所及び退所に関する事。
- (4) 入所者等の看護及び診察の介助に関する事。
- (5) 入所者等の介護に関する事。
- (6) 入所者等の機能回復訓練に関する事。
- (7) 入所者等の給食に関する事。
- (8) 入所者等の栄養指導に関する事。
- (9) 入所者等に対する相談業務に関する事。
- (10) 苦情受付及び対応処理に関する事。
- (11) 文書の收受、発送及び保管に関する事。
- (12) 公印に関する事。
- (13) 介護報酬及び使用料等の請求及び収納に関する事。
- (14) 入所者等の受付及び入所等の施設利用手続に関する事。
- (15) 滞納整理に関する事。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、介護老人保健施設の業務に関する事。

在宅介護支援センター

- (1) 在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事。
- (2) 公印に関する事。
- (3) 在宅介護に関する相談及び支援に関する事。
- (4) 介護予防教室に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、在宅介護支援センターの業務に関する事。

歯科保健センター

- (1) 歯科における保健指導に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、歯科保健センターの業務に関する事。

居宅介護支援センター

- (1) 居宅介護支援センターの管理及び運営に関する事。
- (2) 公印に関する事。
- (3) 居宅介護サービス計画書の作成に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、居宅介護支援センターの業務に関する事。

教良木診療所

- (1) 外来患者の診療に関する事。
- (2) 外来患者の看護及び診療の補助に関する事。
- (3) 外来患者の受付に関する事。
- (4) 診療費の請求及び収納に関する事。
- (5) 薬品の管理に関する事。
- (6) 診療報酬請求事務に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教良木診療所の診療に関する事。

(役付職員)

第4条 病院事業に病院事業副管理者を置くことができる。

- 2 病院に名誉院長を置くことができる。
- 3 病院に院長を置く。
- 4 病院に院長代理及び副院長を置くことができる。
- 5 部に部長を置くことができる。
- 6 部に副部長を置くことができる。
- 7 診療部に科部長、医長、センター長、調理長及び主任を置く。
- 8 診療部に科長補佐及び係長を置くことができる。
- 9 室に室長を置く。
- 10 室に係長及び主任を置くことができる。
- 11 地域医療支援部に課長を置く。
- 12 地域医療支援部に主任を置くことができる。
- 13 看護部に看護師長及び主任を置く。
- 14 事務部に事務部長を置かない場合にあつては事務長を置く。
- 15 事務部に課長を置く。

- 1 6 事務部に事務次長、課長補佐、主任及び係長を置くことができる。
- 1 7 契約検査課及び建設工事課に課長補佐を置く。
- 1 8 看護専門学校に学校長及び事務長を置く。
- 1 9 看護専門学校に副学校長及び学科長を置くことができる。
- 2 0 健康管理センターに所長を置く。
- 2 1 健康管理センターに副所長及び主任を置くことができる。
- 2 2 訪問看護ステーションに所長を置く。
- 2 3 介護老人保健施設に施設長、事務長、看護介護師長及び調理長を置く。
- 2 4 介護老人保健施設に係長を置くことができる。
- 2 5 介護老人保健施設に主任を置くことができる。
- 2 6 在宅介護支援センターに所長を置く。
- 2 7 在宅介護支援センターに主任を置くことができる。
- 2 8 居宅介護支援センターに所長を置く。
- 2 9 居宅介護支援センターに主任を置くことができる。
- 3 0 教良木診療所に所長を置く。

(職務)

第5条 病院事業副管理者は、管理者を補佐する。

- 2 名誉院長は、院長の諮問に応じ、病院事業運営について助言及び指導する。
- 3 院長は、管理者の命を受け、各部に関する事務を掌理する。
- 4 院長代理及び副院長は、上司の命を受け、院長を補佐する。
- 5 部長は、上司の命を受け、部に関する事務を掌理する。
- 6 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐する。
- 7 科部長は、上司の命を受け、診療科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 8 医長は、上司の命を受け、科部長を補佐する。
- 9 室長は、上司の命を受け、室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 1 0 科長は、上司の命を受け、科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 1 1 科長補佐は、上司の命を受け、科長を補佐する。
- 1 2 調理長は、上司の命を受け、調理業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 1 3 看護師長は、上司の命を受け、病棟又は外来の看護業務を掌理し、所属職

員を指揮監督する。

- 1 4 事務長は、上司の命を受け、事務部に関する事務を掌理する。
- 1 5 事務次長は、上司の命を受け、事務部長（事務部長を置かない場合にあつては事務長）を補佐する。
- 1 6 課長は、上司の命を受け、課の業務を掌理する。
- 1 7 課長補佐は、上司の命を受け、課長を補佐する。
- 1 8 学校長は、管理者の命を受け、看護専門学校全般を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 1 9 副学校長は、上司の命を受け、学校長を補佐する。
- 2 0 学校事務長は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。
- 2 1 学科長は、上司の命を受け、教育に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 2 健康管理センター所長は、上司の命を受け、健康管理センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 3 健康管理センター副所長は、上司の命を受け、健康管理センター所長を補佐する。
- 2 4 訪問看護ステーション所長は、上司の命を受け、訪問看護ステーションの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 5 介護老人保健施設長は、上司の命を受け、介護老人保健施設全般を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 6 介護老人保健施設事務長は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。
- 2 7 看護介護師長は、上司の命を受け、介護業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 8 介護老人保健施設調理長は、上司の命を受け、調理業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 9 在宅介護支援センター所長は、上司の命を受け、在宅介護支援センター全般を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 3 0 居宅介護支援センター所長は、上司の命を受け、居宅介護支援センター全般を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 3 1 教良木診療所長は、上司の命を受け、教良木診療所全般を統括し、所

属職員を指揮監督する。

3 2 主任は、上司の命を受け、担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 3 係長は、上司の命を受け、係の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日病院事業管理規程第8号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日病院事業管理規程第6号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日病院事業管理規程第7号の2）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。